

# 本編

# 第 1 章

## 調査概要

# 第1章 調査概要

## 1 概略

### (1) 調査目的・趣旨

本調査は、平成20年度に予定している文京区地域福祉計画（障害者計画）の策定に向け、区内の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児の生活実態、障害福祉サービスの利用状況及び障害者福祉施策への意向などを把握するためのニーズ調査であり、計画の基礎資料とするとともに、施策のあり方などの検討を念頭に実施したものである。調査の背景としては、平成17年度に実施した文京区障害者（児）実態・意向調査（以下「前回調査」という。）において概ね捉えることができた“全体的なニーズの傾向”を踏まえて、利用者（本人、家族）が抱えている問題や将来に向けた不安、願いなどについて、より深く、個別かつ具体的に把握することで、区の施策への反映を目的としている。そのため、今回の調査では、個人又は小集団に対する聞き取り調査（インタビュー）法による調査を行うことになった。

また、調査には、区内にキャンパスを置く東洋大学社会学部社会福祉学科（以下「大学」という。）への委託により、区と大学との協働により調査を実施した。

### (2) 東洋大学との協働

#### ① 大学が調査を担当する責任・意義

上記の調査目的から、大学の調査チームが本調査を担当することの社会的責任と意義としては、大学の架橋的位置や学術的役割を深く認識し、単に意見抽出・集約した結果を区に伝達するのみではなく、利用者の生活感覚に根ざしたサービスの施策化を促す報告をめざすこと、そして調査過程における専門性・客観性を保持すること、調査そのものを通じた利用者へのエンパワメントを図る（その人が本来持つ生活能力や問題解決能力を喚起する。）ことなどがあった。

一例として、利用者の保護者から多く寄せられた、「地域で生活できる施設が欲しい」との意見を取り上げても、今日的な緊縮財政の基調の下で、また区内で活用できる土地に限りがある中で、新たな施設を建設し、人員を配置することは容易にできることではない。だが、肝心の利用者が切に訴えるニーズを、予算的制約などを主たる根拠として、無下に一蹴するわけにもいかないと考える。このような場合は、「障害をもつわが子が、将来にわたり地域生活を続けられるように」という保護者の主訴に鑑み、多様な角度から施策を検討することが要求される。ここでは、新たな建物の建設だけでなく（もちろん、その選択肢も含めつつ）代替の施策を柔軟に検討しなければならないのであり、「学校の空き教室の活用」「商店街との連携による空き店舗の活用」「就労とリンクしたサービスの提示」「ヘルパー派遣など、施設利用以外のサービスの提示」などの代替案を、他の地域で見られる事例の紹介なども含めて、区に対して長期的に提起していくことが、調査

## 第1章 調査概要

に携わった大学としての責任と言える。

### ② 調査実施体制

以上のことから、本調査では、学生の中から調査員を選出し、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」及び「障害児」の4つの調査チームを編成して調査に当たった。調査員の要件としては原則として、社会福祉学科の4年生であり、すでに社会福祉現場実習を経験しており、社会福祉士国家資格受験資格取得見込みの者であることとした。ただし、本調査の趣旨に賛同し、かつ社会福祉に関心を寄せる社会学科の4年生や、現場でのボランティア経験が豊富な社会福祉学科の他学年生なども、若干名ではあるが調査員として任命した。

調査の専門性・客観性を確保するため、調査員は全面的に専任教員の指導を受けることとし、調査時は、インタビューの「質問者（進行役）」及び「記録者」に分かれて調査することとした。

## 2 調査対象とその選出（サンプリング）

各種別の調査対象者及び選出に際しての留意点は、次のとおりである。

### (1) 身体障害者

#### ア 対象

障害福祉サービスが必要と思われる重度（総合級1・2級）の身体障害者

#### イ 抽出方法

以下の名簿から、年齢層別に無作為抽出する。

- ① 障害者自立支援法の障害福祉サービスの利用者（65歳以上は同様のサービスがある介護保険が優先されるため64歳までとする）
- ② 地域生活支援事業の移動支援を利用する視覚障害者、地域生活支援事業の手話通訳派遣者資格登録者、要約筆記者派遣資格登録者である聴覚・音声言語障害者（介護保険に同様のサービスがないため65歳以上も対象とする）
- ③ ①、②とも利用していない身体障害者

※①、②及び③から抽出する対象者数は、偏りがあるため割合は決めない。

※対象者を単身者、同居者有りで分類できる場合は、どちらも調査対象に入るように抽出する。

### (2) 知的障害者

#### ア 対象

18歳（養護学校卒業後）以上65歳未満の知的障害者及びその保護者

#### イ 抽出方法

以下の①～④の名簿から無作為に選出する。

- ① 愛の手帳を持つ中・軽度の会話のできる施設入所者本人
- ② 愛の手帳を持つ中・軽度の会話のできる施設通所者本人

- ③ 愛の手帳を持つ中・軽度の障害者の保護者（通所・入所を含む）
- ④ 愛の手帳を持つ重度の障害者の保護者（通所・入所を含む）

(3) 精神障害者

ア 対象

区内の通所施設を利用する精神障害者

イ 抽出方法

施設ごとにグループを編成する。人数・抽出方法は、各施設に一任

(4) 就学前児童

ア 対象

福祉センターを利用している障害児の保護者（手帳の有無は問わない）

イ 抽出方法

福祉センターで対象となるクラスでの公募

(5) 就学後児童

ア 対象

就学後から18歳未満までの障害児を持つ保護者

イ 抽出方法

以下の①及び②の名簿から無作為に抽出

- ① 就学後～18歳未満の身体障害児の保護者
- ② 就学後～18歳未満の知的障害児の保護者

(6) 障害者団体

ア 対象

区内の障害者団体の代表者

イ 抽出方法

調査参加者の選出は、各団体に一任

(7) 対象選出（サンプリング）における留意点

上の基準に従い、区が対象選出及び協力の依頼を行ったのであるが、その妥当性（恣意的でないようにする）については、大学と慎重に協議した。対象者には、言わば各種別を代表して回答してもらったわけであるが、質的調査としては多数と言える対象を選び、また選定段階でも客観性の保持に配慮がなされていた（年齢層や障害等級などに偏りがないようにし、かつ無作為抽出をした）ことから、恣意性は十分排除され、各グループとも十分な代表性を保った選出であったと判断できる。

### 3 調査設計・実施・分析方法

#### (1) 前回調査との関係及び調査方法の決定

今回の調査が前回調査を踏まえたものである以上、この二つの調査の間の「連続性」や「差異性」が確保されなければならない。連続性については、例えば知的障害者の場合、前回調査の自由記述欄で生成されたカテゴリー（「障害者福祉施策、サービスの内容、税金等について」「障害者施設等について」「日常生活、態度、経済的なことについて」「将来の生活などで不安なことについて」「情報提供・相談、専門家の育成について」など）を念頭に置き、これらについてある程度踏み込んでニーズを掘り起こすことを、調査実施段階で心掛けたところである。

差異性に関しては、本章の冒頭で述べたように、前回調査が郵送調査によって、全体の傾向をつかもうとする性格のものであったのに対し、今回の調査では限られた対象に対し、日頃から心の底で抱いているニーズについてより具体的に抽出しようとするものであり、そのために質的調査方法が妥当であるという結論に至った。

当然のことであるが、調査対象者はこのような場面に不慣れであるし、まして利用者本人の場合は緊張・集中力の持続の問題を考慮すべきであるため、可能な限り生活場面に近い状況のなかで、相手の話すペースや内容に合わせた質問のできるタイプの聞き取り調査（1対1の半構造化面接法及び小集団に対するフォーカスグループ・インタビュー）を行うこととした。この目的に従い、調査場所については、原則として対象者の自宅や利用施設を調査者が訪問することとし、なるべく自然な環境設定（着座位置、照明・採光など）や進行を心掛けた。調査に要する時間は、概ね30分から60分ほどであったが、対象者の集中力が持続しないなどの理由で好ましくないと判断された場合には、短時間で終了することもあり、反対に対象者から深く豊富な内容の話が続いている場合には、もちろん途中で切り上げるようなことはせず、60分以上かけて調査することもあった。なお、対象者が訪問を望まず、電話での調査を指定した時には、電話による聞き取りを行った。

#### (2) 調査方法

##### ① 個別インタビュー

原則として1人の調査対象者に対し、1人の質問者（記録者1人も同席）で行うものである。構造化されたインタビュー（あらかじめ用意した設問の順に厳密にしたがって進行する）であれば、調査対象者が落ち着けず、自由に思いを語れないことおそれがあったため、今回の調査では、インタビューガイド（後で紹介する）に従いつつも、質問の順序などにはあまり固執せず、ある程度の話の流れに沿ってゆるやかに進行する（半構造化された）面接を心掛けた。概要は次のとおりである。

- ・ 対象となる障害種別…身体障害・知的障害・就学後児童
- ・ 対象者…障害者、家族

(対象者が本人の場合、原則として本人のみへのインタビューとなるが、家族が同席する場合や、手話通訳(聴覚障害)が同席している場合などもある)

- ・ 調査地…対象者の自宅もしくは利用施設内、シビックセンター内など
- ・ 所要時間…平均60分程度
- ・ 調査員の体制…質問者1名と記録者1名でのペア(訪問の際、調査員は必ず調査員証を携行)

## ② グループ・インタビュー

同じ障害種別の子をもつ親など、複数の対象者を合目的に選出し、小集団でインタビューを行う方法(平均参加人数は5~6名)。対象者同士で共通のニーズを有していることが多いので、会話がスムーズであり、したがってメンバー同士で話題を引き出しあうような促進作用が期待できる。そのため、1対1のインタビューでは埋もれがちな内容も含めて、多くの情報を抽出しやすい。以下の概要で行った。

- ・ 対象となる障害種別…精神障害・就学前障害児、各障害者団体
- ・ 対象者…障害者本人、家族
- ・ 調査地…作業所等各利用施設(精神障害)  
文京福祉センター(就学前児童)  
シビックセンター(障害者団体)
- ・ 所要時間…平均90分程度
- ・ 調査員の体制…質問者1~2名と記録者1~2名(訪問の際、調査員は必ず調査員証を携行)

## (3) 調査項目の作成

① 前回の調査結果から、新たな調査の柱となる質問項目を作る。

前回調査の成果及び限界を踏まえ、今回の調査でそれを継続・発展させるため、すでに述べたように、ある程度まで調査対象を絞り込み、個々の『語り』の中に含意されたニーズ(地域に対して思っていること、区や施設への要望、将来への不安や願いなど)を掘り起こすことが今回の課題である。

今回採用した聞き取り調査の方法は、専門的に言えば、仮説検証型の「演繹法的研究法」でなく、仮説構築型の「帰納法的研究法」に基づく方法ということになる。前者の場合、前回調査のように定量的(数で把握する)な情報を「傾向」としてつかむうえでは優れているものの、今回のように定性的(性質を把握する)な情報を得ようとする場合、既存の制度・施策の枠にはめられた質問をあえて避け、後者の方法によって、本人の価値観や生活歴の中から自然な『語り』としてデータ抽出を行うことが肝要である。

そのため、「今、利用しているサービスについてどう考えているか」「将来、地域移行を考えているか」「地域移行を考える場合、何が必要か」などの「柱となる質問」を中心に据えて「インタビューガイド」を作成し、あまり細かな質問は設定しないようにした。

## 第1章 調査概要

(全体の話の流れを大事にし、個別・具体的な質問はその流れの中で適宜行うようにした。)

② 予想される回答から、インタビューガイドを作成する。

上記を踏まえて、柱となる質問項目をもとにインタビューガイド(巻末資料「インタビューガイド」を参照)を作成し、調査員はそれを手元においてインタビューを行った。

### (4) 聞き取り調査の手順

① 調査員(質問者、記録者)の自己紹介を行う。

② 本調査の趣旨・目的及び守秘義務・データの取扱い等について口頭で説明し、了承を得る。

③ インタビューガイドに基づき、調査を実施する。

④ 調査終了後、守秘義務・データの取扱い等について再確認を行う。

### (5) 分析

調査結果を集約し、分析する段階においては、「KJ法」を中心に取り組んだ。具体的な流れ(下記「分析の手順」を参照)としては、調査の記録から「鍵」となる単語やセンテンスを抜き出し、単語・センテンスごとにカードを作成し(例えば同じ言葉が3件重複している場合は、3枚のカードを作ることになる)、類する性質のカード同士を集めてグループを作りながら分類し、グループとグループの間の相関関係(「因果関係」「対立する」「反発する」など)を、矢印などの線でつなぐというものであった。

調査から分析にいたる一連の方法は、繰り返しになるが、「帰納法」に準拠している。つまり、「障害者の家庭ではこういう問題をもっているだろう」とか「行政の機構(あるいは施策)がこうなっているから…」といった、言わば調査側の論理・事情を前提(仮説)とし、それを検証しようとする調査方法(「演繹法」に当たる)の場合、極論すれば相手から出てくる回答はこちらが想定していた範囲にとどまり、非常に限定的な情報しか得られない(新たな発見を欠く)ことが危惧される。分析過程においても、前回調査のように、全体の傾向を数量的に分析する場合は、演繹法が望ましいといえるが、今回のように「利用者の生活実態により深く迫ろう」という場合には、計量調査だと表面的な(浅い)分析結果しか得られない可能性が高い。したがって今回、自由かつ自然に語ってもらった聞き取りの記録(データ)から「利用者にはこんな思いがある」という発見を導き、それを積み重ねて整理していく分析方法をとった。

分析作業では、各調査員が、調査時に主に担当した障害種別の分析をそのまま行った。調査時とは異なった対象者のデータを扱うほうが、より客観的に分析できるという考え方もできた(たとえば、身体障害者の調査を担当した者が、分析では精神障害者を担当する)のであるが、区と大学の協議の結果、対象者の状況(障害特性、関連法・制度に加え、調査時の雰囲気なども含めて)を理解している調査員の方が、より現実味をもった分析が可能であろうと判断して、このような体制で行った。



なお、知的障害の調査においては、その障害の特性により、表面化された語りのみでは本質的な課題が見えてこないことが想定された。したがって、教員を中心とした組織を編成し、語りの背景にある環境的な側面を意識して調査を行った。特に分析に関しては、国際生活機能分類（ICF）の枠組みを用いたことから、他の章と比べ異なる分析の結果となっている。

分析作業においては、客観性や信頼性を確保するために、個々のデータが複数の調査員の目にふれるようにし、作業の結果まとめられたKJ法の図も、複数の調査員が何度も見返し、修正を重ねていくようにした。この手順により、一定程度以上の内的妥当性（調査対象者からみて妥当に思われる）や外的妥当性（調査対象以外の障害者や家族にもある程度当てはまる）が得られたものと考えている。これらは、質的調査方法論において「トライアングレーション」と呼ばれる過程に基づくものであり、調査の精度を高める目的で行ってきたことである。

〈分析の手順〉

- ① 調査データから、ニーズや重要だと思われる部分、対象者の主訴となる部分を抽出する。
- ② 抽出したデータ（文章や単語）についてKJ法により分類。それに基づいて、類するものを集めて複数のカテゴリーを抽出する。
- ③ カテゴリー間関係を分析し、KJ法による相関関係図（以下「相関関係図」という。）に表す。
- ④ KJ法の結果（②）及び相関関係図（③）をもとに、分析結果をまとめ、文章化する。

#### （6）調査における倫理的配慮

調査・分析実施に当たっては、対象者のプライバシー保護について、細心の注意を払った。対象者の氏名・住所・電話番号・障害種別・利用施設などの個人情報については、調査員の間でも最低限の共有にとどめた（たとえば、自宅を訪問する場合、住所や電話番号などの情報は訪問を担当する者のみで共有することとどめ、他のメンバーは把握していない。）ほか、当然のこととして、調査時にも必要なこと以外には踏み込んで聞かないようにした。また、聞き取りで得た情報が他者に漏洩することがないよう配慮した。調査記録上は、個人名がなければ内容が不明瞭になるため、個人名を記しているが、その扱いについては、調査員と分析者以外には、区、大学の指導教員しか目にするのがないよう制限している。

分析作業以降は、すべて匿名とし、本報告も含めて、個人が特定されるような情報が一切出ないように万全を期した。

## 4 調査時期及び調査件数

調査は、障害種別ごとに分かれた調査チーム単位で、平成19年8月～12月の間に

## 第1章 調査概要

実施した。障害種別ごとの調査時期及び調査件数は、下記のとおりである。

### (1) 調査時期

身体障害：平成19年9月23日～12月2日

知的障害：平成19年10月10日～12月20日

精神障害：平成19年8月13日～10月16日

就学前児童：平成19年8月28日～10月15日

就学後児童：平成19年10月17日～11月6日

### (2) 調査件数

身体障害	視覚障害	13
	聴覚障害	7
	肢体不自由	37
	内部障害	7
	計	64
知的障害	保護者（入所）	14
	保護者（通所）	13
	本人（入所）	7
	本人（通所）	5
	計	39

精神障害	本人	48
	家族会	17
	計	65
就学前障害児	保護者	27
	計	27
就学後障害児	保護者（身体）	8
	保護者（知的）	8
	計	16
障害者団体	9団体*	38
	計	38
合計		249

(単位：人)

\*

障害者団体	参加者
文京区聴覚障害者協会	5
特別支援学校在校生保護者	4
文京区肢体不自由児（者）父母の会	4
文京区家族会	4
文京区知的障害者の明日を創る会	6
文京区盲人福祉協会	4
文京区肢体障害者福祉協会	3
文京区内部疾患友の会	4
文京区特別支援学級連絡協議会	4
計	38

## 本報告書の見方

■本報告書は、各章3部構成となる。

I KJ法による相関関係図

聞き取り調査で聞かれた意見をKJ法にて分類し、各カテゴリー間のつながりを図で表したものである。

原則として、報告書の記述もこのカテゴリーに倣っている。

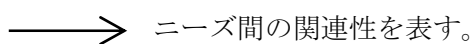
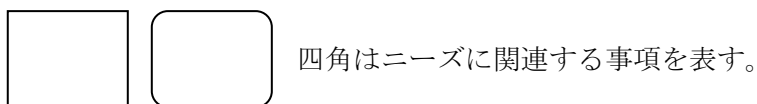
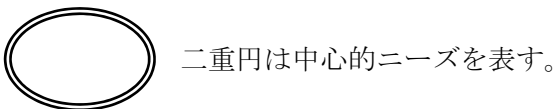
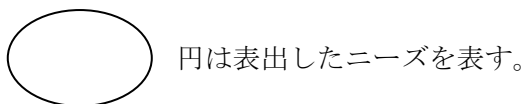
II 第1節 総論

相関関係図を元に、全体像について記述する。

III 第2節 調査結果詳細

KJ法によるカテゴリーごとに具体的な意見をあげながら記述する。

■相関関係図の見方



■第2項 調査結果詳細の見方

本項は3部構成となっている。

① 考察

分析結果をまとめ、そこから浮かび上がったニーズ等について記述する。

② 求められる対応

①の考察で浮かび上がったニーズに対し、必要と思われる対応策についてまとめる。

③ 具体的意見の記述

具体的意見について、列記する。なお、プライバシーに最大限配慮した上で、『語り』に忠実に記述している。

■具体的意見における、記号の意味

● (黒丸) : 要望やニーズが表れている意見など

○ (白丸) : 良かったと思うことなど

## 第1章 調査概要

【カッコ】：ラベル。意見の内容をまとめたもの

【 】・・・10件：同内容の意見については一部省略した。合計件数を記載している。

(他4件)：同内容の意見については一部省略した。具体的意見についてはその他の件数を記載している。

※なお、具体的意見と制度とのそごがある場合は、脚注において説明している。